

65歳以上の高齢者の補聴器の 購入費を補助します



中土佐町高齢者補聴器購入費助成事業

～耳が聞こえにくくなり日常生活に支障がある高齢者に対して
補聴器の購入費の一部を助成します～

対 象 者

- 町内に住所を有し、申請時に満65歳以上の方
- 町税等の滞納のない方
- 耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用の必要性を認められた方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 片耳の聴力が40デシベル以上70デシベル未満の方
- 過去に本事業の補助を受けていない方



補 助 金 額

補聴器本体の購入に係る費用の1/2（上限5万円）・・・非課税世帯
補聴器本体の購入に係る費用の1/2（上限3万円）・・・課税世帯

注 意 事 項

- 片耳、両耳どちらでも申請は可能ですが、助成は1回限りです
- 補聴器本体以外の費用(付属品・修理・メンテナンス等)は対象外です
- 助成金「交付決定書」が届く前に購入した補聴器は助成対象外です

お問い合わせ先

中土佐町役場 健康福祉課

☎ 0889-52-2662

申請の流れ

役場で申請書をもらう

中土佐町役場健康福祉課・上ノ加江支所・大野見庁舎地域課・中土佐町ホームページ

申請書を持って耳鼻咽喉科を受診する

医師による証明欄に証明をもらってください

医師による証明をもらった申請書を持って補聴器専門店に行く

医師による証明をもらった申請書を持って補聴器専門店に行く

役場に申請書類を提出する

提出書類：①申請書(医師による証明のあるもの)

②販売事業所の資格証明書等の写し

③見積書

重要！！

役場から「交付決定通知書」が届く

*必ず、「交付決定通知書」を受け取った後で購入してください

見積書を作成してもらった補聴器専門店で補聴器を購入する

助成金請求書を役場へ提出する

提出書類：①中土佐町高齢者補聴器購入費助成金請求書

②領収書の原本(補聴器本体の購入費用額がわかるもので宛名は対象者本人であるもの)

役場が請求書を精査し、助成金を振り込む

口座の名義人は対象者本人のものとしします

